

## 大分市とイオン株式会社との地域貢献協定書

大分市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、地域貢献に関し、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、地域貢献することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関する事
- (2) 地産地消・農商工連携の推進、市産品オリジナル商品の開発と販売に関する事
- (3) 観光振興に関する事
- (4) 地域防災に関する事
- (5) 地域の安全・安心に関する事
- (6) 健康増進・食育に関する事
- (7) 高齢者・障がい者の支援に関する事
- (8) 子ども・青少年の育成に関する事
- (9) 環境保全及び緑化推進に関する事
- (10) 市政情報PR・発信に関する事
- (11) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月5日

甲：大分県大分市荷揚町2番31号  
大分市長 釘宮 馨



乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
代表執行役社長 岡田 元也

